

●香川海区漁業調整委員会委員補欠選挙選挙長告示第3号

平成20年4月20日執行の香川海区漁業調整委員会委員補欠選挙においては、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第4項の規定により、投票を行わないこととなった。

平成20年4月11日

香川海区漁業調整委員会委員補欠選挙選挙長 北 野 廣 治